

「おいしい空気の環境づくり推進」信州おもてなし事業実施要領

1 目的

終日全面禁煙を行っている施設を認定し、広く紹介することにより、健康増進法第25条の規定による受動喫煙防止対策の普及啓発を図るとともに喫煙による健康への影響を防ぎ、「たばこによる害のない信州」の実現を目指すことを目的とする。

2 実施主体

長野県

3 認定対象施設

県内の学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設

4 認定要件

次に掲げる項目を全て満たしている施設を認定する。

- (1) 施設内において終日全面禁煙を行っている。
- (2) 入り口等から、たばこの煙やにおいが流入しない。
- (3) 施設内が禁煙であることを表示している。

5 申込み手続き

認定を希望する施設の代表者（以下「申込者」という）は、終日全面禁煙施設認定申込書（様式1）を、当該施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出する。施設が公共交通機関の車両等の場合は、申込施設内訳表（様式1-2）を添付して提出する。

6 現況確認及び認定手続き（別紙）

- (1) 保健福祉事務所長は、毎月15日までに申込書の提出を受けた場合（以下「前期」という。）には月末までに、16日から月末までに申込書の提出を受けた場合（以下、「後期」という。）には翌月の15日までに、その施設を訪問して、現況確認を行う。
- (2) 保健福祉事務所長は、現況確認終了後10日以内に、結果を終日全面禁煙施設確認結果通知（様式2）により申込者に通知するとともに、4に定める認定要件を満たしている場合には、認定証を交付する。
- (3) 保健福祉事務所長は、認定された施設について、様式1を添付のうえ、前期分・後期分の現況確認終了後、10日以内に健康福祉部健康長寿課に報告する。
- (4) 健康福祉部健康長寿課は、認定された施設をインターネットの県ホームページ等に前期分については翌月の15日までに、後期分については翌月の月末までに紹介する。ただし申込者は、申込みの際に掲載しないよう求めることができるものとする。

7 認定の中止等

- (1) 申込者は、4に定める認定要件を満たさなくなった場合、または、施設を廃止した場合は、申込書を提出した保健福祉事務所へ終日全面禁煙施設認定中止届（様式3）を提出する。施設が公共交通機関の車両等の場合は、認定中止施設内訳表（様式3-2）を添付して提出する。
- (2) 申込者は、認定された施設の施設名を変更した場合には、申込書を提出した保健福祉事務所へ終日全面禁煙施設認定変更届（様式4）を提出する。
- (3) 保健福祉事務所長は、認定された施設が、4に定める認定要件を満たしていない場合には、終日全面禁煙施設認定取り消し通知（様式5）により認定を取り消すことができる。
- (4) (1) から (3) までの認定の中止等があった場合には、速やかに健康福祉部健康長寿課に報告する。

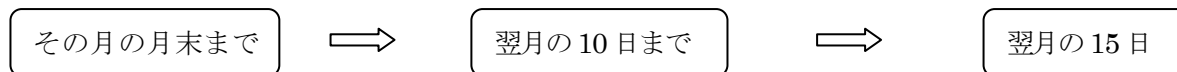
現況確認及び認定手続きの流れ

1日から15日までに申し込みがあった場合（前期）

施設の現況確認

健康福祉部健康長寿課へ報告
認定結果の通知及び認定証の交付

県ホームページにて紹介



16日から月末までに申し込みがあった場合（後期）

施設の現況確認

健康福祉部健康長寿課へ報告
認定結果の通知及び認定証の交付

県ホームページにて紹介

